

## 法学研究科

## 学部基礎情報

<p>【理念・目的】（2018年度自己点検・評価報告書より）</p> <p>法学研究科は、法科大学院の設置以前は司法試験受験生のための受皿としての役割も果たしてきたが、司法制度改革をはじめとして日本の法をめぐる環境が大きな転換期を迎えた状況の中で、第一次的には研究者養成を目的とし、法律実務家及び研究者をめざす海外留学生の受皿としての役割を担いつつ、特化した分野における法的思考を探究したいジャーナリストなどの高度職業人（法曹を含む。）の新たな社会需要にも応え得る時代の先端を行く高度で多様な研究を行い、そこでの教育と研究の成果を社会に還元することを目的としている。</p>
<p>【人材の育成に関する目的及びその他の教育研究上の目的（教育目標）】※学則別表(V)</p> <p>法学研究科では、以下に示すような人材を育成する。</p> <p>&lt;修士課程&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現代社会における多様な問題を法的に分析し、妥当な解決策を求めることができる研究能力を備えた人材。</li> <li>2. 広い視野で解決策を見出すために求められる比較法的な知識を備えた人材。</li> <li>3. 研究で培った自己の知識や能力を国内外の社会に還元することができる人材。</li> </ol> <p>&lt;博士後期課程&gt;</p> <p>修士課程の1から3に加え、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4. 研究者として自立し、現代社会に貢献し得る独創的かつ高度な学術的意義のある研究を継続することができる人材。</li> </ol>
<p>【ディプロマ・ポリシー】</p> <p>&lt;修士課程&gt;</p> <p>所定の単位の修得により、以下に示す水準に達した学生に対して「修士（法学）」を授与する。</p> <p>DP1. 法律学分野に関する高度な専門的知識を修得した学生。</p> <p>DP2. 現代社会における多様な問題を的確に分析し、説得力のある法的議論を展開する能力を修得した学生。</p> <p>DP3. 先行研究、外国文献等の必要な資料を渉猟し、学術的な意義のある修士論文またはリサーチペーパーを作成するための基礎的な研究能力を修得した学生。</p> <p>DP4. 所定の年限に修士（法学）に値する修士論文またはリサーチペーパーを作成した学生。</p> <p>&lt;博士後期課程&gt;</p> <p>以下に示す水準に達して、自立して研究を行うことが可能な学生に対して「博士（法学）」を授与する。</p> <p>DP1. 研究者として自立するに足る高度な研究能力を修得した学生。</p> <p>DP2. 比較法を含む先端レベルの法律知識を修得した学生。</p> <p>DP3. 所定の年限に現代社会に貢献し得る独創的かつ高度な学術的意義のある博士論文を作成した学生。</p>
<p>【カリキュラム・ポリシー】</p> <p>&lt;修士課程&gt;</p> <p>CP1 コースワーク科目として、法律学原典研究と特殊講義の科目群がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 法律学原典研究は、法律学に関する外国文献の講読を通して、法律学の研究に必要な外国文献の読み方・理解の仕方などを学び、併せて翻訳の技法を身につけることを目的とする。</li> <li>● 特殊講義は、各分野の基礎を確認した上で専門知識を体系的に身につけることを目的とする。</li> </ul> <p>CP2 リサーチワーク科目として、演習と論文指導を開講する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 演習では、学生の興味関心や研究上の必要に沿ってテーマを設定し、学生の調査研究について、報告・質疑応答・討論をすることにより、研究の深化を図ることを目的とする。</li> <li>● 論文指導は、法律学の研究に必要な技能の修得を目的とし、指導教授が論文の完成に向けて段階的な指導を行う。</li> </ul> <p>CP3 ガイドラインとしてのコース制を設け、3つのコースを提示している。</p>

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた、B：改善することができなかった。」を意味する。

- ①研究者養成コース：履修を推奨する科目を指定せず、学生の研究テーマや目指す研究者像に沿って自主的な科目の選択を促す。
- ②高度職業人養成コース：業種ごとに履修モデルを示す。
- ③特定課題研究コース：①研究者養成コース、②高度職業人養成コース以外で、特定の課題についての研究を目指す学生を対象に、履修を推奨する科目を指定せず、指導教員の指導に基づく履修科目の選択を促す。

<博士後期課程>

CP1 コースワークとして特殊研究を開講し、学生が各自の研究に必要な各分野の専門知識を体系的に獲得することを目的としている。

CP2 リサーチワークとして、特研演習を開講し、指導教授が博士論文の完成に向けて段階的な指導を行う。

【アドミッション・ポリシー】

法学研究科では、以下のような人材を受け入れる。

<修士課程>

- AP1 条文の解釈や判例の読み方といった法技術的な知識を身につけている。
- AP2 研究の基礎となる法学の体系的・専門的な知識を身につけている。
- AP3 法の内容それ自体に対する批判的な見方を可能にするような多角的観点から分析する能力と柔軟な思考力を修得している。
- AP4 身につけた知識と修得した分析能力・思考力を活用して、法的な問題の妥当な解決を図ることができるリーガルマインドを備えている。
- AP5 外国人留学生の場合、日常会話が可能な日本語能力と日本の法律制度に対する基本的な知識を修得している。

<博士後期課程>

- AP1 修士課程のAP1 から AP 5 に加え、日本法および外国法につき高度な研究能力を備えている。
  - 修士課程の一般入試、学科内入試、社会人入試では、専門科目の試験によって、法律の解釈・適用能力を評価し、英語の試験を通して、語学力を評価し、さらに、口述試験によって法律の解釈・適用能力と議論を展開する能力を評価する。また、外国人入試では、専門科目試験と面接により日本の法律制度に対する基本的な知識を評価し、日本語科目の試験と口述試験により日本語能力を評価する。
  - 博士後期課程の入試では、専門科目試験および外国語科目試験、口述試験、修士論文の内容を通して研究能力を評価する。

【定員管理の状況】

定員充足率(2017～2021 年度)(各年度 5 月 1 日現在)

【修士・研究科合計】

年度	入学定員	入学者数	入学定員充足率	収容定員	在籍学生数	収容定員充足率
2017	20	7	0.35	40	13	0.33
2018	20	3	0.15	40	12	0.30
2019	20	11	0.55	40	17	0.43
2020	20	5	0.25	40	18	0.45
2021	20	6	0.30	40	15	0.38
5年平均			0.32			0.38

【博士・研究科合計】

年度	入学定員	入学者数	入学定員充足率	収容定員	在籍学生数	収容定員充足率
2017	5	1	0.20	15	6	0.40
2018	5	3	0.60	15	8	0.53
2019	5	2	0.40	15	10	0.67
2020	5	1	0.20	15	9	0.60

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた。B：改善することができなかった。」を意味する。

2021	5	5	1.00	15	13	0.87
5年平均			0.48			0.61

※1 定員充足率における大学基準協会提言指針

【対象】 大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数比率

【定員超過の場合の提言指針】 ※是正勧告なし

提言	改善課題
修士・博士共通	2.00 以上

【定員未充足の場合の提言指針】 ※是正勧告なし

提言	改善課題
修士	0.50 未満
博士	0.33 未満

【求める教員像および教員組織の編成方針】 (2018 年度自己点検・評価報告書より転記しています)

法学研究科の目的を見据えて、教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを確実に実施するうえで、学生と並んで教員が最も肝要な主体である。本研究科の教員は、そのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを踏まえて教育に当たることが要請される。本研究科での教育・研究は学部専任教員の兼任によって行なわれることが通例である。マンツーマン方式による論文指導など院生のニーズに対応できるきめの細かい個別指導の一層の充実を図る。

I 2021 年度 大学評価委員会の評価結果への対応

【2021 年度大学評価結果総評】 (参考)

法学研究科の自己点検・評価は適正に実施されており、研究科の課題への対応も進んでいると評価できる。コースワーク・リサーチワーク制の下で科目配置と指導の工夫が図られており、特に修士課程におけるガイドライン型コース制は、学生の将来を踏まえた効果的な学生指導を達成する仕組みとしてその機能が今後も期待される。2018 年度の修士課程の新入試制度の導入や 2020 年度の博士後期課程の入試科目変更も一定の効果を生んでおり、今後の成果が期待できる。また、FD カリキュラム委員会を中心に、研究科の課題に対して組織的に対応する体制がとられていることも重要な評価要素であり、その中でリサーチペーパーの基準の明確化が実現されたことは高く評価される。コロナ禍状況への対応も、学生指導、教員間の情報共有などの面で具体的且つ適切になされており、2021 年度も同様の状況が続く中、引き続き丁寧な検討と対応を期待すると共に、2021 年度の重点目標である「外国人留学生・社会人大学院生の実態やニーズに対応したカリキュラム構築および入試制度改革」においても成果が期待される。

【2021 年度大学評価委員会の評価結果への対応状況】

2021 年度においては、FD 活動をカリキュラムと連動させた FD カリキュラム委員会を計 7 回開催し、教育課程・教育内容や入試の方法、コロナ禍での学生生活への対応について議論を重ねてきた。

特に、個人指導中心になる大学院教育において、複眼的な教育を提供するために従来の指導教員のほかに、各学生にアドバイザーをつけるアドバイザー制度を導入すること、また、日本の学生生活に慣れない留学生等の生活面での相談に応じるために各法分野の教員 7 名を相談員とする相談員制度を導入することを決め、研究会および生活面での学生のニーズによりきめ細かい対応ができるようにした。

修士課程の入試については、2022 年度 59 名（そのうち外国人は 42 名）と 2020 年度以来、コロナ禍でも順調に受験者数を確保できている。修士課程入学者は、2020 年度が 5 名だったのに対して 2021 年度は 6 名、2022 年度は 7 名と少しずつ増えている。

博士後期課程入試については、2021 年度の入学者は 5 名であり、定員を 100% 充足したのにたいし、2022 年度は 2 名に留まったが、今後も、外国人留学生と社会人大学院に対応したカリキュラム構築および入試制度改革を検討する。また、オンラインによる進学相談会で個別相談を実施し、受験生のニーズを個別に把握することに努める。

【2021 年度大学評価委員会の評価結果への対応状況の評価】

法学研究科では、2021 年度においても自己点検・評価について適正に行われており、2019 年度認証評価において指摘された課題についての対応も、2018 年度から導入された新入試制度の成果として、志願者数が増加するなどの改善の努

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注 2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注 3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S: さらに改善することができた、A: 従来通り効果的に取り組むことができた。B: 改善することができなかった。」を意味する。

力が見られることは評価に値する。具体的に、修士課程では2020年度以来、コロナ禍の影響を踏まえれば、受験生数を増加させている点では真摯に努力していることは評価できる。しかし、入学者数が2020年度5名、2021年度6名、2022年度7名と増加しているとはいえ微増に留まっている。この点で顕著な改善の成果として現れているとは言い難い。それゆえ、入学者による定員充足率に関して指摘された課題についての対応が不十分である点と言わざるを得ない。2022年度から導入されたアドバイザー制度や相談員制度によって、修士課程・博士課程ともに院生の研究指導に積極的に複数の教員が関わるのが可能となり、院生の研究指導や院生の日常生活の側面まで目配りが可能となり、院生の研究が促進されることが期待される点で、高く評価される。

## II 自己点検・評価

### 1 理念・目的

#### (1) 点検・評価項目における現状

1.1 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

1.1①研究科（専攻）の理念・目的は大学の理念・目的を踏まえて設定されていますか。2018年度1.1②に対応

はい

1.1②理念・目的の適切性の検証プロセスを具体的に説明してください。2018年度1.1③に対応

※検証を行う組織（教授会や各種委員会等）や検証の時期等、具体的な検証プロセスを記入。

修士課程では、

1. 現代社会における多様な問題を法的に分析し、妥当な解決策を求めることができる研究能力を備えた人材
2. 広い視野で解決策を見出すために求められる比較法的な知識を備えた人材
3. 研究で培った自己の知識や能力を国内外の社会に還元することができる人材

の養成を、博士課程では上記に加えて、

4. 研究者として自立し、現代社会に貢献し得る独創的かつ高度な学術的意義のある研究を継続することができる人材を養成することを理念・目的としている。

これに対応する形で、アドミッションポリシー、アセスメントポリシー、ディプロマポリシーが定められ、それらの妥当性について年度ごとに教授会で確認することを通じて理念・目的の適切性も検証している。

1.2 大学の理念・目的及び学部・研究科等の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

1.2①研究科（専攻）の理念・目的は学則又はこれに準ずる規則等に明示していますか。2018年度1.2①に対応

はい

1.2②研究科（専攻）の理念・目的を教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していますか。2018年度1.2②に対応

はい

#### (2) 長所・特色

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、取り組み内容から「長所」や「特色」として特記すべき事項を記入。なお、現在「長所」や「特色」として特記すべき事項がなかった場合は、今後さらに「長所」や「特色」とする取り組み等を向上させていくために課題と考えられる点やその対応計画を記入していただく等できる限り記入をしてください。

内容

理念・目的に合致する3つのポリシーをHP上で明示し、それに対応する入試制度、修士論文・博士論文の審査基準を確立している。

#### (3) 課題・問題点

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、改善を要すると判断される「課題・問題点」として特記すべき事項を記入。なお、「課題・問題点」に対する改善計画がある場合には、その具体的な計画（既に実施している場合にはその進捗状況も含めて）をあわせて記入してください。「課題・問題点」を認識し改善につなげるためにできる限り記入をしてください。

内容

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた、B：改善することができなかった。」を意味する。

--

**【理念・目的の評価】**

法学研究科の理念・目的は大学の理念・目的を踏まえて設定されており、毎年度ごとに研究科教授会で確認されること  
 によってアドミッションポリシーなどの適切性を検証していることは評価できる。また3つのポリシーについても、HPで  
 広く一般に公表しており、それに応じた入試制度、修士・博士論文の審査基準も確立している。

**2 内部質保証**

(1) 点検・評価項目における現状

2.1 内部質保証システム（質保証委員会）を適切に機能させているか。

2.1①質保証委員会は適切に活動していますか。2018年度2.1①に対応

はい
<p>【2021年度質保証委員会の構成、開催日、議題等】※箇条書きで記入。</p> <p>2021年度質保証委員会：                  過去の研究科長経験者3名で構成。                  開催日 2022年3月9日                  議題：                  ・2021年度中期目標・年度目標達成状況報告書の内容についての検討                  ・2022年度以降の質保証委員会の活動の在り方についての検討</p>

2.1②質保証委員会等の内部質保証推進組織は、COVID-19への対応・対策の措置を講じるにあたってどのような役割を果た  
 しましたか。新規

<p>※取り組みの概要を記入。</p> <p>質保証委員会が研究科の年度目標達成報告書を検討する際に、授業がCOVID-19の状況に対応する形で行われるように                  配慮した記載となっているかどうかを確認した。</p> <p>【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>2021年度中期目標・年度目標達成報告書</p>
---

(2) 長所・特色

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、取り組み内容から「長所」や「特色」として特記すべき事項を記入。なお、現在「長所」や  
 「特色」として特記すべき事項がなかった場合は、今後さらに「長所」や「特色」とする取り組み等を向上させていくために課題と考え  
 られる点やその対応計画を記入していただく等できる限り記入をしてください。

内容
<p>質保証委員会の開催時期・開催回数を検討し、FDカリキュラム委員会との間でのフィードバックをうまく機能させること                  による質保証の強化を検討している。</p>

(3) 課題・問題点

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、改善を要すると判断される「課題・問題点」として特記すべき事項を記入。なお、「課題・問  
 題点」に対する改善計画がある場合には、その具体的な計画（既に実施している場合にはその進捗状況も含めて）をあわせて記入してく  
 ださい。「課題・問題点」を認識し改善につなげるためにできる限り記入をしてください。

内容

**【内部質保証の評価】**

法学研究科の質保証委員会は過去の研究科長経験者によって構成され、委員会として機能している。また、COVID-19に  
 対する対応・対策についても、年度目標達成報告書を検討する際に考慮されている。また、質保証委員会の開催時期・開  
 催回数については、インタビューの中で今年度から少なくとも2回は開催することになっていることが確認された。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。  
 ※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ  
 ※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことが  
 できた。B：改善することができなかった。」を意味する。

### 3 教育課程・学習成果

(1) 点検・評価項目における現状

3.1 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

3.1①研究科（専攻）として修得すべき学習成果、その達成のための諸要件（修了要件）を明示した学位授与方針を設定していますか。2018年度3.1①に対応

はい

3.2 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

3.2①学生に期待する学習成果の達成を可能とするための教育課程の編成・実施方針を設定していますか。2018年度3.2①に対応

はい

3.2②教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表していますか。2018年度3.2②に対応

はい

【根拠資料】※冊子名称やホームページURL等。

大学HP上で研究科の理念、アセスメントポリシー、ディプロマポリシー等を公表している。

<https://www.hosei.ac.jp/gs/daigakuin/rinen/>

3.2③教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性と関連性の検証プロセスを具体的に説明してください。

2018年度3.2③に対応

A： 従来通り効果的に取り組むことができた

※検証を行う組織（教授会や各種委員会等）や検証の時期等、検証プロセスを記入。

FDカリキュラム委員会において見直し、その結果を研究科教授会で検討し、質保証委員会で毎年、継続的に検証している。

【2021年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

教授会議事録

3.3 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

3.3①修士課程においてコースワーク、リサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていますか。2021年度1.1①に対応

A： 従来通り効果的に取り組むことができた

※コースワーク、リサーチワークを組み合わせた教育課程の概要を記入。

・コースワーク科目として、「リーガル・リサーチ」のほか、「法律学原典研究」および「特殊講義」の科目群を設け、外国法研究能力の向上や各専門分野における専門知識の獲得等を図っている。

・リサーチワーク科目として、「演習」および「論文指導」を開講し、演習では、学生の専門分野と研究内容に沿ったテーマを設定し、学生の調査研究について、報告・質疑応答・討論をすることにより、研究の深化を図る一方、論文指導科目では、法律学の研究に必要な技能の修得を目的とし、指導教員が論文の完成に向けて段階的な指導を行っている。

・各科目の履修に関しては、指導教員が個別に指導を行うほか、ガイドライン型のコース制を提示することにより、学生の参考となる履修モデルを示している。

#### ■コース制

ガイドラインとしてのコース制を設け、3つのコースを提示している。

①研究者養成コース：履修を推奨する科目を指定せず、学生の研究テーマや目指す研究者像に沿って自主的な科目の選択を促す。

②高度職業人養成コース：業種ごとに履修モデルを示す。

③特定課題研究コース：①研究者養成コース、②高度職業人養成コース以外で、特定の課題についての研究を目指す学生を対象に、履修を推奨する科目を指定せず、指導教員の指導に基づく履修科目の選択を促す。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた、B：改善することができなかった。」を意味する。

【2021年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。
【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。
特になし。

3.3②博士後期課程において授業科目を単位化し、修了要件としていますか。2021年度1.1②に対応

はい
【根拠資料】※「はい」を選択した場合に単位化及び修了要件として設定されていることが確認できる資料を記入。
大学院要項
大学院シラバス
<a href="https://syllabus.hosei.ac.jp/web/show.php?gakubueng=EE&amp;t_mode=pc">https://syllabus.hosei.ac.jp/web/show.php?gakubueng=EE&amp;t_mode=pc</a>

3.3③博士後期課程においてコースワーク、リサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていますか。2021年度1.1③に対応

対応
A： 従来通り効果的に取り組むことができた
※コースワーク、リサーチワークを組み合わせた教育課程の概要を記入。
・コースワーク科目として「特殊研究」を開講し、学生が各自の研究に必要な各分野の専門知識を体系的に獲得するための教育を行っている。
・リサーチワーク科目として「特研演習」を開講し、指導教授が博士論文の完成に向けて段階的な指導を行っている。
【2021年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。
【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。
大学院シラバス
<a href="https://syllabus.hosei.ac.jp/web/show.php?gakubueng=EE&amp;t_mode=pc">https://syllabus.hosei.ac.jp/web/show.php?gakubueng=EE&amp;t_mode=pc</a>

3.3④専門分野の高度化に対応した教育内容を提供していますか。2021年度1.1④に対応

A： 従来通り効果的に取り組むことができた
※学生に提供されている専門分野の高度化に対応した教育に関し、どのような教育内容が提供されているか概要を記入。
【修士】
法学研究科に所属している教員はそれぞれの専門領域において高い研究実績を有しており、学会や研究会活動への参加、国内研修や在外研究などを通じて、専門分野の判例・理論等の最新の研究動向を把握した上で研究内容を深化させている。こうした自らの研究を基盤に、各教員が授業に参加する院生各自の研究テーマに応じた適切な指導を行うことで、専門分野の高度化に対応した教育内容を提供している。
【博士】
博士課程の教育に関しては、特に国内研修や在外研究などを通じて、諸外国の最新の立法や判例等に関する研究内容を深化させ、これらを博士課程の院生に対する研究指導の中で反映させ、幅広い比較法研究の素養と視野を提供している。
【2021年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。
【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。
特になし。

3.3⑤大学院教育のグローバル化推進のための取り組みをしていますか。2021年度1.1⑤に対応

A： 従来通り効果的に取り組むことができた
-----------------------

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。  
 ※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ  
 ※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた、B：改善することができなかった。」を意味する。

<p>※大学院教育のグローバル化推進のために行っている取り組みの概要を記入。</p> <p><b>【修士】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・諸外国から研修生および修士課程の留学生を積極的に受け入れるべく、2018 年度に実施した入試の科目数の削減などにより入試負担の軽減を図るとともに、在校生には研究の視野を広げるために海外留学を推奨している。</li> <li>・カリキュラムにおいては、外国書講読を開講しているほか、各専門科目で適宜、諸外国の法制度等に関する内容を取り上げ、グローバル化に対応可能な研究能力の向上を図っている。</li> <li>・外国人留学生向けの科目として 2018 年度からリーガル・リサーチを開講しており、日本の判例・法学文献等の検索や日本語論文の執筆の方法等の基礎的な学修機会を設けている。</li> <li>・外国人留学生のためのチューター制度を活用し、留学生の日本語での論文執筆や研究の支援を行っている。</li> <li>・研究上必要なツールとして、外国法検索データベースの LexisNexis や Westlaw や Juris などを導入しており、適宜、図書館と連携してそれらのガイダンスを実施するなどして、技術習得の支援も行っている。</li> </ul>
<p><b>【博士】</b></p> <p>博士課程においても、積極的に外国人留学生を受け入れるべく入試の充実化を図るとともに、博士課程の院生に対しても、研究の視野を広げるために海外留学を推奨している。</p> <p>また、カリキュラムにおいては、論文指導科目において外国法の原典講読を開講し、諸外国の立法や判例等に関する内容を取り上げ、グローバル化に対応可能な研究能力の向上を図っている。</p>
<p><b>【2021 年度に改善された事項および新規取り組み事項等】</b> ※自己評価で S を選択した場合に具体的な内容を記入。</p>
<p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>特になし。</p>

3.4 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

3.4①学生の履修指導を適切に行っていますか。2021 年度 1.2①に対応

<p>S : さらに改善することができた</p>
<p><b>【履修指導の体制および方法】</b> ※箇条書きで記入。</p> <p><b>【修士】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法学研究科法律学専攻においては、院生の専攻分野によって大きく履修科目が異なるため、基本的には各指導教員が大学院生の自主性を尊重しつつ個別に履修指導している。</li> <li>・ガイドライン型のコース制のひとつである「高度職業人養成コース」においては、業種ごとに履修モデルを示している。</li> <li>・2022 年度からアドバイザー制度を導入し、複数教員による指導体制をとることとした。</li> <li>・2022 年度から法分野ごとに相談員をおくこととし、広く大学院生活全般についてきめ細かな対応ができるようにした。</li> </ul>
<p><b>【博士】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・博士課程においても院生の専攻分野によって大きく履修科目が異なるため、基本的には各指導教員が大学院生の自主性を尊重しつつ個別に履修指導している。</li> <li>・2022 年度からアドバイザー制度を導入し、複数教員による指導体制をとることとした。</li> <li>・2022 年度から法分野ごとに相談員をおくこととし、広く大学院生活全般についてきめ細かな対応ができるようにした。</li> </ul>
<p><b>【2021 年度に改善された事項および新規取り組み事項等】</b> ※自己評価で S を選択した場合に具体的な内容を記入。</p> <p>アドバイザー制度、相談員制度の導入の決定。</p>
<p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>法学研究科教授会議事録</p>

3.4②研究科（専攻）として研究指導計画を書面で作成し、あらかじめ学生が知ることのできる状態にしていますか。2021 年

度 1.2②に対応

<p>はい</p>
-----------

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注 2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注 3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた。B：改善することができなかった。」を意味する。

<p>※ここでいう「研究指導計画」とは、事務手続きのスケジュールやシラバス等の個別教員の指導計画を指すのではなく、研究科としての研究指導体制及び研究指導スケジュールをまとめたものを指します（学位取得までのロードマップの明示等）。また、「あらかじめ学生が知ることで状態」とは、HP や要項への掲載、ガイダンスでの配布等が考えられます。</p> <p>【修士】</p> <p>修士課程の大学院生が学位取得までの流れ等を把握するために、法学研究科の研究指導計画である「法学研究科修士学位取得のためのガイドライン」を作成し、新入生ガイダンス時に説明を行うほか、大学院要項にも掲載している。さらに、大学院HPにも掲載して、広く一般に周知している。</p>
<p>【博士】</p> <p>同様に、「法学研究科博士学位取得のためのガイドライン（課程内）」を作成し、大学院要項に掲載したほか、さらに大学院HPに掲載することにより、周知徹底を図っている。</p>
<p>【根拠資料】※研究指導計画が掲載された文書・冊子の名称を記入。</p>
<p>大学院要項 大学院HP</p>

3. 4③研究指導計画に基づく研究指導、学位論文指導を行っていますか。2021年度1.2③に対応

<p>はい</p>
<p>※組織的な研究指導、学位論文指導の概要を記入。</p> <p>【修士】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・修士課程の大学院生に対する学位論文指導については、研究指導計画に基づいて、指導教員によるリサーチワーク科目の実施を中心に行っているほか、大学院生が学内外の研究会において研究報告をする機会を提供するなど、組織的な指導の取組みも行っている。</li> <li>・2022年度からアドバイザー制度を導入し、各院生に指導教員のほかに1名のアドバイザーをおくこととし、アドバイザーを含めた修論報告会を行って組織的な論文指導を行うこととした。</li> </ul>
<p>【博士】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・博士課程の大学院生に対する学位論文指導については、研究指導計画に基づいて、指導教員による論文指導科目の実施を中心に行っているほか、大学院生が学内外の研究会において研究報告をする機会を提供するなど、組織的な指導の取組みも行っている。</li> <li>・2022年度からアドバイザー制度を導入し、各院生に指導教員のほかに1名のアドバイザーをおくこととし、アドバイザーを含めた論文報告会を行って組織的な論文指導を行うこととした。</li> </ul>
<p>【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。</p>
<p>研究科教授会議事録</p>

3. 4④シラバスが適切に作成されているかの検証を行っていますか。2018年度3.4④に対応

<p>はい</p>
<p>【検証体制及び方法】※箇条書きで記入（取組例：執行部（〇〇委員会）による全シラバスチェック等）。</p> <p>研究科長およびFDカリキュラム委員会で、全シラバスのチェックを行っている。</p>
<p>【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。</p>
<p>研究科教授会議事録</p>

3. 4⑤授業がシラバスに沿って行われているかの検証を行っていますか。2018年度3.4⑤に対応

<p>はい</p>
<p>【検証体制及び方法】※箇条書きで記入（取組例：後シラバスの作成、相互授業参観、アンケート等）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・FDカリキュラム委員会において必要と判断された場合、研究科教授会において検証することとなっている。</li> </ul>
<p>【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。</p>
<p>特になし</p>

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた。B：改善することができなかった。」を意味する。

3.4⑥通常の教育課程や教育方法に加え、COVID-19 への対応・対策として、教育内容、教育方法、成績評価等の一連の教育活動において工夫を講じていますか。行っている場合はその内容と教育活動の効果についても教えてください。2021年度

1.2④に対応

※取り組みの概要を記入。
・授業担当教員が適宜、オンラインによる授業を取り入れている。大学院は少人数の授業がほとんどであるため、ZOOMによっても双方向的授業を行いやすく学生からは今後もオンライン・対面の併用を望む声が多かった。
【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。
特になし

3.5 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

3.5①成績評価と単位認定の適切性を確認していますか。2021年度1.3①に対応

A： 従来通り効果的に取り組むことができた
【確認体制及び方法】※成績評価と単位認定の確認体制及び方法を記入。
【修士】
・修士課程の各科目の成績評価方法については、シラバスにおいて明示し、教員相互及び大学院生が適切性を判断できるようにしている。
・各科目の評価自体は各教員に任されているものの、特に受講者の到達度が高い院生にはA+評価をする一方、到達度の低い院生にはB以下という厳しい評価をする場合もあり、成績評価および単位認定は適切に行われている。
【博士】
・博士課程の各科目の成績評価方法については、シラバスにおいて明示し、教員相互及び大学院生が適切性を判断できるようにしている。
・各科目の評価自体は各教員に任されているものの、特に受講者の到達度が高い院生にはA+評価をする一方、到達度の低い院生にはB以下という厳しい評価をする場合もあり、成績評価および単位認定は適切に行われている。
【2021年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。
【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。
特になし

3.5②学位論文審査基準を明らかにし、あらかじめ学生が知ることのできる状態にしていますか。2021年度1.3②に対応

はい
※学位論文審査基準の名称及び明示方法を記入。
【修士】
・既に2017年度に「リサーチ・ペーパー」を含めた修士学位の審査基準が策定され、これを大学院棟の大学院生向け掲示板に掲示して公開してきたが、法学研究科の研究指導計画である「法学研究科修士学位取得のためのガイドライン」を作成する際に、修士学位審査基準も取り入れ、現在、大学院要項に掲載している。また、大学院HPにも「法学研究科法律学専攻学位審査基準」を掲載しており、広く学生に周知している。
・2019年度質保証委員会からの、高度職業人養成コースにおける「リサーチ・ペーパー」の学位認定基準につき修士論文の認定基準との区別が曖昧であるとの指摘を受け、2020年度はFDカリキュラム委員会および法学研究科教授会にて議論を重ねた。その結果、修士論文とリサーチ・ペーパーの基準をより明確化するために、リサーチ・ペーパーは2万字程度、修士論文は2万5千字程度を目安とするとの修正がなされた。
・2022年度からアドバイザー制度を導入し、指導教員以外にアドバイザーにも修士論文の内容報告をすることとした。また外国人留学生および社会人大学院生向けのカリキュラムのあり方や修士論文やリサーチ・ペーパーの指導のあり方についても引き続き、検討を行っている。
【博士】
・既に2017年度に博士学位の審査基準が策定され、これを大学院棟の大学院生向け掲示板に掲示して公開してきたが、法学研究科の研究指導計画である「法学研究科博士学位取得のためのガイドライン」を作成する際に、博士学位審査基準

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた。B：改善することができなかった。」を意味する。

も取り入れ、現在、大学院要項に掲載している。また、大学院HPにも「法学研究科法律学専攻学位審査基準」を掲載しており、広く学生に周知している。
【根拠資料】※学位論文審査基準にあたる文書の名称を記入。また、冊子等に掲載し公表している場合にはその名称を記入。
法学研究科博士学位取得のためのガイドライン 大学院法学研究科 HP

3.5③学位授与状況（学位授与者数・学位授与率・学位取得までの年限等）を把握していますか。2021年度1.3③に対応

はい
※データの把握主体・把握方法、データの種類等を記入。
・法学研究科教授会において、指導教員や学位論文審査委員からの情報提供のほか、大学院事務課とも連携して、学位授与状況のデータを取得し、学位授与者数や学位取得年限等を把握している。また研究科長会議でもデータが報告されている。
【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。
研究科長会議報告資料

3.5④学位の水準を保つための取り組みを行っていますか。2021年度1.3④に対応

A：従来通り効果的に取り組むことができた
※取り組みの概要を記入。
【修士】 修士学位論文の審査については、論文審査・口述審査によって実施しており、複数の審査委員による審査を通じて、学位授与水準に達しているか否かが慎重に判断されている。審査結果は、研究科教授会に報告され、修士学位授与の水準に達しているか否か重ねて審議をし、修士学位授与の可否が判定されている。
【博士】 博士学位論文の審査についても、論文審査・口述審査によって実施しており、複数の審査委員による審査を通じて、学位授与水準に達しているか否かが慎重に判断されている。審査結果は、研究科教授会に報告され、博士学位授与の水準に達しているか否か重ねて審議をし、博士学位授与の可否が判定されている。
【2021年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。
【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。
特になし

3.5⑤学位授与に係る責任体制及び手続を明らかにし、適切な学位の授与が行われていますか。2021年度1.3⑤に対応

A：従来通り効果的に取り組むことができた
※責任体制および手続き等の概要を記入。ただし、博士については、学位規則のとおりに行っている場合には概要の記入は不要とし、「学位規則のとおり」と記入してください。
【修士】 修士の学位授与に関しては、法政大学学位規則（規定第105号）11条1項が、「修士論文の審査及び最終試験は、それぞれの研究科教授会（又は、専攻会議）が行い、課程修了者の可否は、研究科長会議の議を経て総長が決定する。」と規定しており、法学研究科もこれを前提に審査等を行っている。 具体的には、法学研究科教授会において審査を担当する主査1名及び副査2名を選出し（うち1名に必ず研究科長（専攻主任）又は専攻副主任が入ることにより、全体としての審査の整合性・公正性を担保している）、この3名の審査委員により論文審査、口述審査及び可否判定が行われる。判定結果については主査が後に研究科教授会に報告し、研究科教授会として最終的にこれを審議・承認するという体制をとっている。
【博士】 学位規則のとおり。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。  
 ※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ  
 ※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた、B：改善することができなかった。」を意味する。

【2021年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。
【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。
法政大学学位規則（規定第105号）

3.5⑥学生の就職・進学状況を研究科（専攻）単位で把握していますか。2021年度1.3⑥に対応

はい
※データの把握主体・把握方法、データの種類等を記入。
・大学院修了者の進路状況については、修了時の調査や各指導教員からの情報提供により把握している。
・修了生は、各自の状況をキャリアセンターに報告することとされている。
【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。
特になし

3.6 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

3.6①分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定または取り組みが行われていますか。2021年度1.4①に対応

A： 従来通り効果的に取り組むことができた
※取り組みの概要を記入。
【修士】
法学研究科では、学習成果を測定するための重要な指標として、修士学位論文審査基準において示されている修士学位授与基準を満たすのに必要な専門知識の習得を適切に設定している。また、各分野の特性に応じた学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と学位論文審査の際に行っている。科目ごとの成績評価においては、シラバスで科目ごとに専門性に配慮した適切な到達目標が設定され、それに基づき厳正に評価がなされている。また、修士学位論文審査においては、研究科教授会において審査を担当する主査1名及び副査2名のうち、少なくとも1名は、審査対象論文のテーマの審査に相応しい者が選出されている。
【博士】
法学研究科では、学習成果を測定するための重要な指標として、博士学位論文審査基準において示されている修士学位授与基準を満たすのに必要な専門知識の習得を適切に設定している。また、各分野の特性に応じた学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と学位論文審査の際に行っている。科目ごとの成績評価においては、シラバスで科目ごとに専門性に配慮した適切な到達目標が設定され、それに基づき厳正に評価がなされている。また、博士学位論文審査においては、研究科教授会において審査を担当する主査1名及び副査2名のうち、少なくとも1名は、審査対象論文のテーマの審査に相応しい者が選出されている。
【2021年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。
【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。
特になし

3.6②具体的な学習成果を把握・評価するための方法を導入または取り組みが行われていますか。2021年度1.4②に対応

S： さらに改善することができた
※取り組みの概要を記入。取り組み例：アセスメント・テスト、ルーブリックを活用した測定、学修成果の測定を目的とした学生調査、卒業生・就職先への意見聴取、習熟度達成テストや大学評価室卒業生アンケートの活用状況等。
【修士】
法学研究科では、修士課程の院生に対する学習成果の測定を、科目ごとの成績評価と学位論文審査の際に行っている。また、修士学位論文審査は、複数の審査委員による論文審査及び口述審査により実施され、修士学位に相当するか否かが判断・判定される。その結果は、研究科教授会に報告され、修士学位授与について審議がなされる。さらに2022年度から

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた、B：改善することができなかった。」を意味する。

<p>アドバイザー制度を導入することが決定され、アドバイザー教員に対しても修士論文の状況報告を行って論文の進捗度を確認することとした。</p>
<p><b>【博士】</b></p>
<p>博士学位論文の審査についても、論文審査・口述審査によって実施しており、複数の審査委員による審査を通じて、学位授与水準に達しているか否かが慎重に判断されている。審査結果は、研究科教授会に報告され、博士学位授与の水準に達しているか否か重ねて審議をし、博士学位授与の可否が判定されている。さらに2022年度からアドバイザー制度を導入することが決定され、アドバイザー教員に対しても論文の状況報告を行って論文の進捗度を確認することとした。</p>
<p><b>【2021年度に改善された事項および新規取り組み事項等】</b> ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p>
<p>アドバイザー制度の導入。</p>
<p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p>
<p>特になし</p>

3.7 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

3.7①学習成果を定期的に検証し、その結果をもとに教育課程およびその内容、方法の改善・向上に向けた取り組みを行っていますか。2021年度1.5①に対応

<p>A： 従来通り効果的に取り組むことができた</p>
<p>※検証体制及び方法、改善・向上に向けた取り組みの概要を記入。</p>
<p><b>【修士】</b></p>
<p>法学研究科では、通常月2回程度、研究科教授会を開催し、修士の教育課程とその内容・方法の適切性について点検・評価を行っている。その結果を踏まえて、次年度の修士課程の「開設科目や教育内容・方法等について検討を行っている。また、ディプロマ・ポリシーに則り必要な検証も行っている。</p>
<p><b>【博士】</b></p>
<p>法学研究科では、通常月2回程度、研究科教授会を開催し、博士の教育課程とその内容・方法の適切性について点検・評価を行っている。その結果を踏まえて、次年度の博士課程の開設科目や教育内容・方法等について検討を行っている。また、ディプロマ・ポリシーに則り必要な検証も行っている。</p>
<p><b>【2021年度に改善された事項および新規取り組み事項等】</b> ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p>
<p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p>
<p>特になし</p>

3.7②学生による授業改善アンケート結果を組織的に利用していますか。2021年度1.5②に対応

<p>A： 従来通り効果的に取り組むことができた</p>
<p><b>【利用方法】</b> ※取り組みの概要を記入。</p>
<p>法学研究科教授会において、「学生による授業改善アンケート」を回覧し、その結果を共有している。アンケートの結果をふまえ、授業における院生の取組や習熟度、学位論文執筆状況などの情報も共有しながら、FDカリキュラム委員会と連携しつつ、改善の必要性の有無及び具体的な方策などについて検討している。</p>
<p><b>【2021年度に改善された事項および新規取り組み事項等】</b> ※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p>
<p><b>【根拠資料】</b> ※ない場合は「特になし」と記入。</p>
<p>特になし</p>

(2) 長所・特色

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、取り組み内容から「長所」や「特色」として特記すべき事項を記入。なお、現在「長所」や「特色」として特記すべき事項がなかった場合は、今後さらに「長所」や「特色」とする取り組み等を向上させていくために課題と考え

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。  
 ※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ  
 ※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた、B：改善することができなかった。」を意味する。

られる点やその対応計画を記入していただく等できる限り記入をしてください。

内容
学部と異なり、学生数が少なく、また外国人、社会人など多様化してきている学生の声を聴くのに、アンケートがどこまで機能し得るかを検討しつつ、学生の声を汲み取る仕組みの改善を図る。

**(3) 課題・問題点**

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、改善を要すると判断される「課題・問題点」として特記すべき事項を記入。なお、「課題・問題点」に対する改善計画がある場合には、その具体的な計画（既に行っている場合にはその進捗状況も含めて）をあわせて記入してください。「課題・問題点」を認識し改善につなげるためにできる限り記入をしてください。

内容
なし

**【教育課程・学習成果の評価】**

**<①方針の設定に関すること (3.1~3.2) >**

法学研究科として、教育目標・学位授与方針・教育課程の編成などが適切に設定されており、大学 HP において研究科の理念、アセスメントポリシー、ディプロマポリシー等が公表されている。また、FD カリキュラム委員会を設置し、理念やポリシーなどを見直し、結果を教授会で検討している。さらに質保証委員会で継続的に検証している。また、教育目標などの適切性と連関性については、年度ごとの教授会を通じて検証されている。

**<②教育課程・教育内容に関すること (3.3) >**

法学研究科は、修士課程においてコースワーク科目、リサーチワーク科目が適切に配置され、研究科としての適切な科目設定がなされているだけでなく、それぞれの科目が目的をもって配置されている点は高く評価できる。またコース制を導入することによって、学生の研究テーマに則した指導体制を組むことができる点は評価できる。博士課程についてもコースワーク科目とリサーチワーク科目が設置され、博士論文完成に向けて適正な教育ならびに指導が行われている。しかし、修士課程・博士課程ともに、コースワーク科目とリサーチワーク科目との関係性が明確ではないため、両者の関係性について具体的な検討が望まれる。法学研究科として修士課程・博士課程ともに、専門分野の高度化に対して適正に対応しており、それぞれの教員の専門研究に対応した院生指導が行われている。教育のグローバル化に向けて外国語購読科目の設置や、外国人留学生に対する対応などが適正になされている点は評価できる。

**<③教育方法に関すること (3.4) >**

法学研究科法律学専攻においては、院生の専攻分野に対応して指導教員が院生の自主性を尊重しつつ個別に履修指導をおこなっている。ただ結果的に、履修指導が個々の教員に任されており、研究科あるいは専攻による制度的な履修指導についての検討も望まれる。2022 年度から導入されたアドバイザー制度は複数教員が関わることで院生を多角的に指導する可能性が開かれると考えられ、高く評価できる。また、2022 年度から法分野ごとに相談員制度が導入されることによって、孤独な研究生生活に陥りやすい院生の生活にも目配りが可能となった点は高く評価できる。修士課程では「法学研究科修士学位取得のためのガイドライン」、博士課程では同様のガイドラインを作成し、広く公表している。

**<④学習成果・教育改善に関すること (3.5~3.7) >**

法学研究科では、修士課程・博士課程ともに成績評価・単位認定が適切に確認されている。また法学研究科独自の学位取得のためのガイドラインを設け、学位審査基準とともに公表している。学位授与に関しては、修士課程・博士課程ともに複数の審査委員による審査を適正に行い、学位授与の水準が維持されている。学位授与に係る責任体制及び手続については、学位授与の水準に到達しているか、また授与の可否について教授会で審議され、授与の可否が決定されている。特に 2022 年度から導入されたアドバイザー制度により、これまでの主査 1 名副査 2 名の三人体制（うち一人は研究科執行部）に加えて、アドバイザーが修士論文・博士論文の進捗度を確認する体制をとっていることは、学位水準の維持・審査の公平性を担保する上で高く評価できる。学習成果の検証ならびに、教育課程等の改善・向上に向けて、研究科教授会において適切性の点検・評価がなされている。学生による授業改善アンケートに関して、教授会で回覧し情報を共有している。インタビューでは、授業改善アンケートでは組み取れない院生の声を拾い上げる仕組みとして、今年度導入したアドバイザーや相談員制度が機能していることが確認できた。

**4 学生の受け入れ**

(1) 点検・評価項目における現状

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。  
 ※注 2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ  
 ※注 3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた。B：改善することができなかった。」を意味する。

4.1 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

4.1①求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を設定していますか。2018

年度 4.1①に対応

はい

4.2 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

4.2①学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や体制をどのように適切に整備していますか。また、入学者選抜をどのように公正に実施していますか。2018年度 4.2①に対応

A： 従来通り効果的に取り組むことができた

※取り組み概要を記入。

学生募集及び入学者選抜の制度・体制に関しては研究科教授会で議論し整備を進めており、入試要項のチェックや進学相談会についても、研究科長を中心に教授会全体で対応している。

入学者選抜に関しては、①語学科目及び専門科目については研究科教授会構成員が責任を持って出題及び採点を行い、研究科教授会構成員全員をもって構成される判定会議において結果を審議・承認している。また、②口述試験においては、3名以上の専任教員でもってこれを行い（うち1名には研究科長（専攻主任）又は副主任が入ることにより、口述試験の全体としての整合性・公正性を担保している）、やはり判定会議において結果を審議・承認する体制をとっている。

【2021年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

特になし

4.3 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

4.3①定員の超過・未充足に対し適切に対応していますか。2018年度 4.3①に対応

はい

※入学定員・収容定員の充足状況をどのように捉えているかを記入。

すでに、2018年度から新入試制度が導入されており、修士課程（一般）の入試科目を専門科目2科目から1科目に変更、修士課程（外国人）の修士単願の入試科目を専門科目1科目に変更かつ日本語試験を廃止（日本語の能力については専門科目の試験内容に基づいて審査すること）、修士課程（外国人）の研究生との併願を秋入試にも拡大といった方策がとられた結果、法学研究科の修士課程入試の志願者は2020年度に67人と大幅に増加した。コロナの中でも2021年度は57名、2022年度は59名と順調に推移している。また、修士課程入学者は、2020年度が5名だったのに対して2021年度は6名、2022年度は7名と増加方向にある。加えて、本学研修生の本学修士課程への進学の動機付けのあり方についても研究科教授会で検討を続けている。このことから今後は入学者数の一層の増加が見込まれる。

また、博士課程入試については、2020年度より、博士後期課程入学試験科目（外国語2科目）につき、日本国内の修士課程で「日本語で修士論文を執筆し、修士号を取得した」外国人受験者については、「日本語で執筆された修士論文の提出」によって「日本語」試験受験に代えることができるといった変更が加えられた。2021年度博士後期課程の志願者数は7名（内、外国人は1名だったがその志願者がこの新しい試験制度を利用した）であった。おそらくコロナ禍の影響もあり、上記の制度変更による成果がすぐには大きく現れなかったものの、今後、志願者数の増加、定員充足率の向上も期待できる。なお、2021年度博士課程の入学者は5名であり、定員を100%充足した。5名はいずれも本研究科修士課程の修了者であり、この結果は、2017年に導入されたコースワーク・リサーチワーク制の教育成果といえよう。また5名の入学者の内、社会人大学院生が3名であり、社会人大学院生のための教育のあり方につき、議論・検討を重ねてきた成果といえよう。2022年度の志願者・合格者は一般入試での2名に留まっているが、今後も、外国人留学生と社会人大学院院に対応したカリキュラム構築および入試制度改革を引き続き検討する。また、修士課程および博士後期課程への外国人志願者数と入学者数にも注視し、改善策を探る。またオンラインによる個別進学相談会を実施し、受験生を増やすことに努める。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

各年度の受験者、合格者、入学者、充足率については、研究科長会議報告資料。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた、B：改善することができなかった。」を意味する。

4.4 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

4.4①学生募集および入学者選抜の結果について定期的に検証を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていますか。2018年度4.4①に対応

A：従来通り効果的に取り組むことができた

※検証体制及び検証方法、改善・向上に向けた取り組みの概要を記入。

法学研究科では、研究科教授会において、入試ごとに受験生の動向、試験科目の適切さ、判定基準などについて議論をして、検証を行っており、その検証を踏まえて上述(=4.3①)のような取り組みを行ってきた。

特に、今後増加の見込まれる①外国人受験者について、一定の日本語能力のレベルを維持しつつ、適切に受け入れるための方策、および、②学び直しを指向する社会人を適切に取り込められるような入試制度導入、の二点について今後も継続的に検討してゆく予定である。

【2021年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

特になし

### (2) 長所・特色

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、取り組み内容から「長所」や「特色」として特記すべき事項を記入。なお、現在「長所」や「特色」として特記すべき事項がなかった場合は、今後さらに「長所」や「特色」とする取り組み等を向上させていくために課題と考えられる点やその対応計画を記入していただく等できる限り記入をしてください。

#### 内容

・外国人入試と研修生の併願等の措置がなされ、修士課程合格の水準に満たない者も研修生として入学させ、次年度の合格につなげることを図っている。

・今後も増加の見込まれる外国人および社会人のための制度改革を引き続き、検討してゆく。

### (3) 課題・問題点

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、改善を要すると判断される「課題・問題点」として特記すべき事項を記入。なお、「課題・問題点」に対する改善計画がある場合には、その具体的な計画（既に実施している場合にはその進捗状況も含めて）をあわせて記入してください。「課題・問題点」を認識し改善につなげるためにできる限り記入をしてください。

#### 内容

### 【学生の受け入れの評価】

法学研究科の学生の受け入れに関して、学生募集・入学者選抜の制度・体制について教授会で議論し整備を行っている。入学者選抜については、教授会構成員による出題・採点がなされ、教授会全体で判定会議が行われている。また口述試験についても研究科教授会執行部を含め3名以上の専任教員が対応し、判定に際しては教授会によって審議・承認する体制を整えている。学生募集については2018年度から導入された新入試制度の成果が現れ、多少の増減はあるものの順調に志願者数を増加させてきている点は評価できる。定員未充足については、外国人や社会人の受験者の増加に向けて入試制度の改革など適切な試みをおこなっている点は評価できる。ただこれらの新入試制度の導入にもかかわらず、修士課程において入学者数が未だ一桁代を推移しており、引き続き定員充足への改善が望まれる。博士課程においても入学者の増加への努力は見られるものの、安定した人員確保の努力が望まれる。

## 5 教員・教員組織

### (1) 点検・評価項目における現状

5.1 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

5.1①採用・昇格の基準等において、法令に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていますか。2018年度5.1①に対応

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた、B：改善することができなかった。」を意味する。

はい
<p>【根拠資料】※教員に求める能力・資質等を明らかにしている規程・内規等の名称を記入。</p> <p>・法学部の専任教員の採用・昇格に関する内規</p>

5.1②組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在をどのように明示していますか。2018年度5.1②に対応

<p>【研究科執行部の構成、研究科内の基幹委員会の名称・役割、責任体制】※箇条書きで記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究科の長として研究科長を置き、研究科長が専攻主任を兼務する。また、専攻主任が専攻副主任を任命することにより、研究科執行部が構成されている。</li> <li>・基幹委員会として、質保証委員会とFDカリキュラム委員会が設置されている。2017年度から、質保証委員会を研究科教授会から独立したものとして組織し、質保証の態勢を強化した。また、2018年度からは従来のカリキュラム委員会を改組し、FDカリキュラム委員会を組織した。これにより、法学研究科の課題について、カリキュラム内容だけではなく、FDの観点からも多角的に検証する態勢を整えた。また2022年度から相談員制度を設け、FDカリキュラム委員が相談員を兼務して、院生の個別に抱える問題を把握しやすい体制作りを行った。</li> <li>・組織的な教育の実施に関する責任は、研究科教授会が担い、各教員の役割分担・責任については、教授会において確認されている</li> </ul>
<p>【明示方法】※箇条書きで記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度はじめの研究科教授会で、それぞれの役割を確認し共有している。</li> <li>・相談員については、院生向けHPで公表する。</li> </ul>
<p>【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>研究科教授会議事録</p>

5.2 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

5.2①研究科（専攻）のカリキュラムにふさわしい教員組織を備えていますか。2018年度5.2①に対応

はい
<p>※教員像及び教員組織の編制方針、カリキュラムとの整合性、国際性、男女比等の観点から教員組織の概要を記入。</p> <p>法学研究科の専任教員は、法学部に所属しており、教員組織の編成方針は法学部の編成方針に従う。人事に際しては、法学研究科における科目の担当も予定して議論がされ、教育上及び研究上の業績を有し、その担当する専門分野について高度の研究指導能力があると認められるかが考慮されている。法学研究科では、幅広い分野にわたり体系的に豊富な専門科目を設置し、また、個別の論文指導を目的とした科目も揃えているところ、専任教員が開講科目の相当数を担当している。教員の男女比は現状で17：10となっており、大学組織の中ではかなり良好な男女比となっている。今後、教員組織の国際化をどう行っていくかは検討課題である。</p>
<p>【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>研究科HP 教員紹介サイト</p>

5.2③特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していますか。2018年度5.2③に対応

はい
<p>【特記事項】※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>採用人事に当たっては、さまざまな条件を総合的に考慮しなければならないが、個別の人事案件の中で人事委員会に研究科長（＝法学部法律学科主任）が入り、採用の際の考慮案件として年齢分布にも注意するようにしている。</p>
<p>【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>特になし</p>

5.3 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

5.3①大学院担当教員に関する各種規程は整備されていますか。2018年度5.3①に対応

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。  
 ※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ  
 ※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた。B：改善することができなかった。」を意味する。

はい
【根拠資料】※大学院担当教員に関する規程・内規等の名称を箇条書きで記入。
・法学部の専任教員の採用・昇格に関する内規

5.3②規程の運用は適切に行われていますか。2018年度5.3②に対応

はい
【教員の募集・任免・昇格に関する学部教授会との連携体制】※教員の募集・任免・昇格に関し、学部教授会とどのような連携が行われているか概要を箇条書きで記入。
法学研究科では、教員の募集・任免・昇格について、法学部の内規に準拠して運用している。法学研究科の専任教員は法学部法律学科の専任教員であり、学部での教員募集・選考・昇格審査時に大学院の担当も併せて検討され、適切に運用されている。
【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。
特になし

5.4 教員の資質の向上を図るための方策を組織的かつ多面的に実施し、教員及び教員組織の改善につなげているか。

5.4①研究科（専攻）独自のFD活動は適切に行なわれていますか。2021年度2.1①に対応

A：従来通り効果的に取り組むことができた
【FD活動を行うための体制】※箇条書きで記入。
・FDカリキュラム委員会を設置し、継続的にFD活動を行っている。
【2021年度のFD活動の実績（開催日、場所、テーマ、内容（概要）、参加人数等）】※箇条書きで記入。
第1回 2021年6月21日、Zoom開催 参加者 約7名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期目標（2018年度～2021年度）の完成年度であること、また2020年度の質保証委員会からの指摘などを踏まえ、外国人留学生や社会人に対応したカリキュラム構築及び入試制度改革をまず各法分野で検討することとした。</li> <li>・教員免許取得のための対象科目を増やすことができるかについて検討してゆくこととした。</li> </ul>
第2回 2021年7月5日、Zoom開催 参加者 約7名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後検討すべき課題について意見交換をした。</li> </ul>
第3回 2021年7月26日、Zoom開催 参加者 約7名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教員免許取得のための対象科目について調査・検討の結果、科目数を増やすことは見合わせることで決定された。また、教員免許取得のために科目を履修する学生に対しては、各科目担当教員が柔軟に対応するとの申し合わせを研究科教授会で行うべきであるとされた。</li> </ul>
第4回 2021年12月20日、80年館7階角会議室（ハイフレックス） 参加者 約7名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な検討課題について意見交換を行った。</li> </ul>
第5回 2022年1月17日、80年館7階角会議室（ハイフレックス） 参加者 約7名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・各法分野からの意見をもとに考慮すべき課題を検討した。</li> </ul>
第6回 2022年1月31日、Zoom開催 参加者 約7名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、検討課題についての意見交換を行った。</li> </ul>
第7回 2022年2月21日、Zoom開催 参加者 約7名 <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人留学生及び社会人大学院生の入試、カリキュラム、指導方法などにつき、研究科長より他大学の例についての調査内容が報告された。</li> <li>・社会人大学院生について、「社会人に比較法を義務付けるのは厳しいのではないか」などの意見も出され、リカレント教育に関する全学的な動向や、本研究科における制度改革（アドバイザー制度の導入）の効果なども踏まえつつ、次年度も継続的に議論を進めるべき旨が確認された。</li> </ul>
【2021年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。
【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた、B：改善することができなかった。」を意味する。

FD カリキュラム委員会議事録

5.4②研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るための方策を講じていますか。2021年度2.1②に対応

A： 従来通り効果的に取り組むことができた

※取り組みの概要を記入。

- ・昨年度と同様、引き続き学部教授会において決定した方策（法学志林掲載や学術研究データベースの毎年の更新）に則って、研究成果の公表や業績に関する情報公開を促している。
- ・法学部のルールに基づき、国内外における研究・研修の機会が確保されている。
- ・大学本部の方針に基づき、各教員が各種国家機関や研究機関の委員等として制約なく活動できる体制を維持している。

【2021年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。

【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。

- ・ <https://www.hosei.ac.jp/hogaku/NEWS/topics/201306271550.html>（法学志林）
- ・ <http://kenkyu-web.i.hosei.ac.jp/scripts/websearch/index.htm>（学術研究データベース）

(2) 長所・特色

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、取り組み内容から「長所」や「特色」として特記すべき事項を記入。なお、現在「長所」や「特色」として特記すべき事項がなかった場合は、今後さらに「長所」や「特色」とする取り組み等を向上させていくために課題と考えられる点やその対応計画を記入していただく等できる限り記入をしてください。

内容

FD カリキュラム委員会を活性化しつつ、各教員が研究を深化し、学外での社会貢献もしやすい体制を維持している。

(3) 課題・問題点

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、改善を要すると判断される「課題・問題点」として特記すべき事項を記入。なお、「課題・問題点」に対する改善計画がある場合には、その具体的な計画（既に実施している場合にはその進捗状況も含めて）をあわせて記入してください。「課題・問題点」を認識し改善につなげるためにできる限り記入をしてください。

内容

【教員・教員組織の評価】

法学研究科の教員・教員組織について、研究科のカリキュラムに相応しい役割分担・責任の所在が明確にされている。採用人事に際しても特定の範囲の年齢に偏らないことが考慮され、教員組織における男女比も極めて良好な男女比となっており、高く評価できる。研究科内のFD活動については、質保証委員会とFD委員会が設置され、2017年度から質保証委員会が教授会から独立することによって、質保証態勢を強化させた。FD委員会を改組したFDカリキュラム委員会を設置することで、カリキュラム内容の検討に際してFDの観点からも検証できる態勢に整えられた。2022年度から導入された相談員制度によって、院生個別の問題を把握できるようになった点は評価できる。研究活動や社会貢献などの諸活動については、その活性化や資質向上に向けて、さまざまな取り組みがなされている。

6 学生支援

(1) 点検・評価項目における現状

6.1 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

6.1①研究科（専攻）として外国人留学生への修学支援について適切に対応していますか。2018年度6.1①に対応

S： さらに改善することができた

※外国人留学生への修学支援に関する取り組みの概要を記入。

- ・入学時の新入生オリエンテーションにおいて、日本人の学生とともに外国人留学生にも役立つ研究上の注意事項や基本

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた、B：改善することができなかった。」を意味する。

<p>的な技術の習得に関する情報を提供している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学時に院生の上級生からもガイダンスを行い、大学院における生活一般にかかわる情報を提供し、とりわけ大学院チューター制度への申込みを強く推奨している。大学院チューターによる外国人留学生への支援は、日本語指導、研究に必要な情報収集の方法の指導及び生活一般の相談など、重要な役割を果たしている。さらに、指導教員が個別に外国人留学生に科目の履修や研究について指導を行っている。</li> <li>・2022 年度から相談員制度を導入することを決定し、大学院生活全般について複数教員体制でよりきめ細かい対応ができるようにした。</li> </ul> <p>【2021 年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談員制度の導入によって、研究面のみならず幅広い相談に対応できるようにした。</li> </ul> <p>【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>研究科教授会議事録</p>
---

6.1②研究科（専攻）として学生の生活相談に組織的に対応していますか。2018 年度 6.1②に対応

S： さらに改善することができた
<p>※学生の生活相談に関する取り組みの概要を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2022 年度から相談員制度を研究科内に置くことを決定し、各法分野から 1 名ずつの教員を出して相談員とすることとし、制度について 4 月のガイダンスで周知することとした。</li> <li>・ハラスメント問題について、全学のハラスメント相談室があることの周知を徹底した。</li> </ul> <p>【2021 年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価でSを選択した場合に具体的な内容を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究科内の相談員制度の設置。</li> </ul> <p>【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>研究科教授会議事録</p>

6.1③博士後期課程において、将来大学教員になった際に必要なスキルを得られる機会を設定していますか。また当該機会に関する情報を適切に提供していますか。新規

はい
<p>※取り組みの概要を記入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上級生が下級生の研究支援を行うチューター制度を通じて、教育スキルを得られるようにしている。</li> <li>・2022 年度から国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が立ち上げた Web サイト「博士 Compass」を紹介し、キャリアサポートを行っている。</li> </ul> <p>【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。</p>

(2) 長所・特色

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、取り組み内容から「長所」や「特色」として特記すべき事項を記入。なお、現在「長所」や「特色」として特記すべき事項がなかった場合は、今後さらに「長所」や「特色」とする取り組み等を向上させていくために課題と考えられる点やその対応計画を記入していただく等できる限り記入をしてください。

内容
・TA、RA の予算的限界がある中で、研究科全体で TA、RA 制度をどのように活性化してゆくことが可能かを検討してゆく。

(3) 課題・問題点

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、改善を要すると判断される「課題・問題点」として特記すべき事項を記入。なお、「課題・問題点」に対する改善計画がある場合には、その具体的な計画（既に実施している場合にはその進捗状況も含めて）をあわせて記入してください。「課題・問題点」を認識し改善につなげるためにできる限り記入をしてください。

内容
----

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。  
 ※注 2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ  
 ※注 3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた。B：改善することができなかった。」を意味する。

--

**【学生支援の評価】**

法学研究科は、外国人留学生の対応として、大学院チューター制度への申込みを強く推奨している一方で、指導教員が個別に外国人留学生の科目履修や研究についての指導を実施している。また院生全般に対しては、新入生オリエンテーション時に、研究上の注意事項などの情報を提供している。特に 2022 年度から導入された相談員制度において、複数教員が対応することで、院生の生活全般に対して組織的に対応している点は高く評価できる。博士後期課程において教員になった際の教育スキルの獲得に向けて、チューター制度を活用するなどして対応している。2022 年度から国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）による Web サイト「博士 Compass」を紹介し、サポートを行っている。ただ TA や RA などの制度を用いての、教育スキルなどの獲得に向けての方策について引き続き検討が望まれる。

**7 教育研究等環境**

(1) 点検・評価項目における現状

7.1 教育研究を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

7.1①ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）、技術スタッフ、授業支援アシスタント、ラーニングサポーターなどを配置することによる、教員の教育研究活動を支援する体制は整備されていますか。2018 年度 7.1①に対応

S： さらに改善することができた
※教育研究支援体制の概要を記入。
<p>大学院で外国人大学院生に対する院生による TA 制度(大学院チューター制度)が用意されている。また、2017 年度からは、外国人大学院生向けに大学院に設けられたチューター日本語相談室の利用促進も図っている。</p> <p>法学部資料室を大学院生にも開放し、資料室内にある法律系データベース利用に関する講習会を大学院生に対して開催するなどして、支援している。</p> <p>2022 年度から各院生に対し、指導教員のほかにもう一人の教員をアドバイザーとしておくアドバイザー制度を導入し、複数指導体制とすることで教員相互の教育活動の協力・支援を強化することとした。</p> <p>【2021 年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価で S を選択した場合に具体的な内容を記入。</p> <p>アドバイザー制度の導入による複数指導体制の導入</p> <p>【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>研究科教授会議事録</p>

7.1②研究科（専攻）として、学生の学習環境や教員の教育研究環境の整備に関して、COVID-19 への対応・対策を行っているか。行っている場合は、その内容を教えてください。新規

※取り組みの概要を記入。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の授業の性格や参加者の状況に応じ、対面、オンライン、ハイブレックス等の授業方法を自由に選択できるようにしている。</li> <li>・個々の授業の中でオンライン・データベースや学習支援システムを多用して資料を提示し、学生がオンラインで学習を進めやすいようにしている。</li> <li>・教育・研究に関する各種会議をオンラインとし、COVID-19 に対応している。</li> </ul> <p>【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。</p> <p>特になし</p>

(2) 長所・特色

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、取り組み内容から「長所」や「特色」として特記すべき事項を記入。なお、現在「長所」や「特色」として特記すべき事項がなかった場合は、今後さらに「長所」や「特色」とする取り組み等を向上させていくために課題と考えられる点やその対応計画を記入していただく等できる限り記入をしてください。

内容
----

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。  
 ※注 2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ  
 ※注 3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた。B：改善することができなかった。」を意味する。

COVID-19 に対応して、授業・研究のオンライン化を進めている。一方で、オンラインでの研究に対応できるデータベースは限られているという問題がある。大学全体でのオンライン・データベースの充実とともに、日本全体での各種研究資料のオンライン化の強化が求められる。

**(3) 課題・問題点**

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、改善を要すると判断される「課題・問題点」として特記すべき事項を記入。なお、「課題・問題点」に対する改善計画がある場合には、その具体的な計画（既に実施している場合にはその進捗状況も含めて）をあわせて記入してください。「課題・問題点」を認識し改善につなげるためにできる限り記入をしてください。

内容

**【教育研究等環境の評価】**

法学研究科は、大学院の外国人留学生対応として TA 制度（チューター制度）を活用している。また法学部資料室を院生に開放し、資料室内の法律系データベース利用に関する講習会を開催するなどの支援をしている。また 2022 年度から導入されたアドバイザー制度によって、複数指導体制が可能となり、教員相互間の協力・支援が強化されている。COVID-19 対応・対策については、対面、オンライン、両者利用のさまざまな形態で授業を行うなどして、授業・研究におけるオンライン化が進められている。

**8 社会貢献・社会連携**

(1) 点検・評価項目における現状

8.1 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また教育研究成果等を適切に社会に還元しているか。

8.1①学外組織との連携協力による教育研究の推進に関する取り組み及び社会貢献活動を行っていますか。2018 年度 8.1①に  
**対応**

A： 従来通り効果的に取り組むことができた
※取り組み概要を記入。
<p>社会連携・社会貢献は、所属する専任教員による豊富な研究活動の一環として、鋭意取り組まれている。その一部は、ボアソナード記念現代法研究所の研究プロジェクトとして活動しており、学外の研究者等との連携のもとになされている。</p> <p>また、社会連携、社会貢献に資する新規プロジェクト等の公募情報については、研究科教授会で情報が共有されている。教育研究成果は、「法學志林」を通じて公表することができるため、社会への還元が可能となっている。</p> <p>同窓生からの要請に応じた講演会等も、適宜行っている。</p>
【2021 年度に改善された事項および新規取り組み事項等】※自己評価で S を選択した場合に具体的な内容を記入。
【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。
<ul style="list-style-type: none"> <li>ボアソナード記念現代法研究所・研究プロジェクト                      (<a href="http://gendai-hou.ws.hosei.ac.jp/project17.htm">http://gendai-hou.ws.hosei.ac.jp/project17.htm</a>)</li> <li>法学志林について                      (<a href="http://www.hosei.ac.jp/hogaku/NEWS/topics/201306271550.html">http://www.hosei.ac.jp/hogaku/NEWS/topics/201306271550.html</a>)</li> </ul>

**(2) 長所・特色**

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、取り組み内容から「長所」や「特色」として特記すべき事項を記入。なお、現在「長所」や「特色」として特記すべき事項がなかった場合は、今後さらに「長所」や「特色」とする取り組み等を向上させていくために課題と考えられる点やその対応計画を記入していただく等できる限り記入をしてください。

内容
ボアソナード記念現代法研究所とも連携しながら、学外教員と協力して研究成果を著書として出版している。

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。  
 ※注 2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ  
 ※注 3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた、B：改善することができなかった。」を意味する。

**(3) 課題・問題点**

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、改善を要すると判断される「課題・問題点」として特記すべき事項を記入。なお、「課題・問題点」に対する改善計画がある場合には、その具体的な計画（既に実施している場合にはその進捗状況も含めて）をあわせて記入してください。「課題・問題点」を認識し改善につなげるためにできる限り記入をしてください。

内容

**【社会貢献・社会連携の評価】**

法学研究科の社会連携・社会貢献については、ボアソナード記念現代法研究所の研究プロジェクトの活動として、学外の研究者等との連携が行われ、研究成果として著書が出版されている。

**9 大学運営・財務**

(1) 点検・評価項目における現状

9.1 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

9.1①教授会等の権限や責任を明確にした規程を整備し、規程に則った運営が行われていますか。2018年度9.1①に対応

はい
※概要を記入。
大学院学則6条に基づいて、研究科教授会が一定の事項を審議するために設置されるとともに、専攻主任が研究科長を兼務し、研究科長が研究科に関する公務を掌ることとされている。法学研究科はその大学院学則に則って運営が行われている。
【根拠資料】※ない場合は「特になし」と記入。
大学院学則

**(2) 長所・特色**

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、取り組み内容から「長所」や「特色」として特記すべき事項を記入。なお、現在「長所」や「特色」として特記すべき事項がなかった場合は、今後さらに「長所」や「特色」とする取り組み等を向上させていくために課題と考えられる点やその対応計画を記入していただく等できる限り記入をしてください。

内容
学部の専攻主任が研究科長を兼務することで、学部と連携した運営を可能にしている。

**(3) 課題・問題点**

※上記点検・評価項目における現状を踏まえ、改善を要すると判断される「課題・問題点」として特記すべき事項を記入。なお、「課題・問題点」に対する改善計画がある場合には、その具体的な計画（既に実施している場合にはその進捗状況も含めて）をあわせて記入してください。「課題・問題点」を認識し改善につなげるためにできる限り記入をしてください。

内容

**【大学運営・財務の評価】**

法学研究科は、大学院学則6条に基づき、研究科教授会が審議をするために設置され、学部専攻主任を研究科長兼務とし、研究科長が研究科の公務を掌る。また法学研究科は大学院学則に則って運営されている。学部の専攻主任が研究科長と兼務することによって、学部と大学院の連携が可能となっている。

**III 2021年度中期目標・年度目標達成状況報告書**

No	評価基準	理念・目的
1	中期目標	現在設定されている理念・目的に問題はないと考えるが、引き続きその妥当性等を検討する。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた。B：改善することができなかった。」を意味する。

	年度目標	FD カリキュラム委員会において、外国人留学生や社会人大学院生のリカレント教育に対応したカリキュラム構築に関する議論を進める中で、理念・目的の妥当性について引き続き検討する。	
	達成指標	FDカリキュラム委員会において外国人留学生と社会人大学院生に対応したカリキュラム構築および入試制度改革に関する議論の中で、少なくとも1回以上理念・目的との整合性について、いわゆる3つのポリシーとの関係も意識しながら検討する。	
年度末報告	教授会執行部による点検・評価		
	自己評価	A	
	理由	FDカリキュラム委員会および研究科教授会において外国人留学生と社会人大学院生に対応したカリキュラム構築および入試制度改革に関する議論が行われ、理念・目的との整合性について、いわゆる3つのポリシーとの関係も意識しながら検討がなされた。	
	改善策	FD カリキュラム委員会において、外国人留学生や社会人大学院生のリカレント教育に対応したカリキュラム構築に関する議論を進める中で、今年度の議論を踏まえ、理念・目的の妥当性について引き続き検討する。	
	質保証委員会による点検・評価		
	所見	FD カリキュラム委員会および研究科教授会において外国人留学生や社会人大学院生に対応したカリキュラム構築および入試制度改革に関する議論を行う中で、理念・目的の妥当性について検討がなされた点は、大いに評価できる。	
	改善のための提言	引き続き、FDカリキュラム委員会において、外国人留学生や社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論を行い、その中で理念・目的の妥当性について検討することが望まれる。	
No	評価基準	内部質保証	
	中期目標	質保証委員会(2017年度より研究科教授会から独立)を、より実効的に機能させるために必要な課題を検討する。	
	年度目標	質保証委員会からの課題提起と、法学研究科教授会・FD カリキュラム委員会による具体的対応というサイクルの維持・定着を図るために、具体的な改善策を探る。	
	達成指標	法学研究科長が質保証委員会から課題に具体的にどのように取り組んでいるかについてヒアリングを実施し、法学研究科教授会で共有する。	
2	年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
		自己評価	A
		理由	法学研究科長が質保証委員会にヒアリングを実施し、法学研究科教授会で共有したほか、質保証委員会の指摘を受けて、3つのポリシーや「求める教員像および教員組織の編成方針」の見直し等について検討がなされた。
		改善策	引き続き、法学研究科長が質保証委員会にヒアリングを実施し、法学研究科教授会で共有し、質保証委員会からの課題提起と、法学研究科教授会・FD カリキュラム委員会による具体的対応というサイクルの維持・定着を図る。
		質保証委員会による点検・評価	
		所見	法学研究科長が質保証委員会にヒアリングを実施し、その結果を法学研究科教授会で共有したことや、質保証委員会の指摘を踏まえて3つのポリシーなどについて再検討がなされた点は、大いに評価できる。
		改善のための提言	引き続き、法学研究科長が質保証委員会にヒアリングを実施し、質保証委員会から提起された課題への対応策を法学研究科教授会およびFDカリキュラム委員会で具体的に検討するというサイクルの維持・定着を図ることが望まれる。
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育課程・教育内容に関すること】	
3	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築を目指す。	

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S:さらに改善することができた、A:従来通り効果的に取り組むことができた、B:改善することができなかった。」を意味する。

	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムや入試制度改革、学位論文執筆のあり方につき、全体的なカリキュラムとの整合性を考慮しつつ、具体的な検討を進める。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して一定の解決策を提示し、それをもとに法学研究科教授会で審議する。
年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	A
	理由	FDカリキュラム委員会を年7回開催し同委員会および研究科教授会にて、外国人留学生や社会人大学院生も含めたさまざまなバックグラウンドをもつ大学院生のニーズに応える指導体制につき議論し、指導教員に加えてアドバイザーを設け、それらの教員が年に1~2度、論文進捗状況の報告を受ける機会を設けることや日本学術支援機構特別研究員(DC1, DC2)の申請書類へのアドバイスをすることなどが決定された。
	改善策	引き続き、アドバイザー制度等新しく導入した制度の効果を見極めつつ、外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムや入試制度、学位論文執筆のあり方につき検討する。
	質保証委員会による点検・評価	
	所見	年に7回にわたって開催されたFDカリキュラム委員会や研究科教授会において、外国人留学生や社会人大学院生も含めた多様な大学院生に対応した指導体制について議論し、その結果として、指導教員に加えて論文進捗状況を把握するなどの役割を果たすアドバイザー制度の導入が決定されたことは、大いに評価できる。
	改善のための提言	引き続き、FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して、同委員会および研究科教授会において、外国人留学生や社会人大学院生も含めた多様な大学院生に対応した指導体制や入試制度、学位論文執筆のあり方について検討するとともに、新年度から運用されるアドバイザー制度の運用状況と効果を見極めることが望まれる。
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育方法に関すること】
4	中期目標	外国人留学生(修士課程・研修生)向けに特化した教育方法の構築を検討する。
	年度目標	外国人留学生(修士課程・研修生)の特性に合致した教育方法を構築する上での課題や、修士論文やリサーチペーパーの指導方法についての課題を抽出し、具体的な解決策をFDカリキュラム委員会において検討し、法学研究科教授会で議論を重ねる。
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して他大学での実践例も参照した上で一定の解決策を提示し、それをもとに法学研究科教授会で審議・確定する。
	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	S
	理由	FDカリキュラム委員会および研究科教授会での議論を経て、さまざまなバックグラウンドをもつ大学院生のニーズに応えるために、指導教員に加えてアドバイザーを設けることと、研究科内に研究や大学院生活についての相談を受ける相談員制度を設けることが決定された。また、他大学の実践例も参照し、修士論文やリサーチペーパーの指導方法について検討した。
	改善策	—
年度末報告	質保証委員会による点検・評価	
	所見	FDカリキュラム委員会や研究科教授会の議論を経て、外国人留学生や社会人大学院生も含めた多様な大学院生のニーズに応えるために、アドバイザー制度や研究科内で研究や大学院生活についての相談を受ける相談員制度の導入が決定されたこと、および他大学の取り組みを参照して学位論文の指導方法について検討したことは、大いに評価できる。
	改善のための提言	新年度から運用されるアドバイザー制度や相談員制度の運用状況や効果を見極めるとともに、引き続きFDカリキュラム委員会や研究科教授会で、外国人留学生や社会人大学院生を含めた多様な大学院生のニーズに応えるための教育方法や、学位論文の指導方法について、検討を重ねることが望まれる。
No	評価基準	教育課程・学習成果【学習成果に関すること】

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。  
 ※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ  
 ※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S:さらに改善することができた、A:従来通り効果的に取り組むことができた。B:改善することができなかった。」を意味する。

5	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム導入後の教育成果の測定方法及び学位授与の基準への影響について検討を進める。	
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラム導入後の教育成果を測定するための具体的な方法等について、検討を進める。外国人留学生および社会人大学院生の学位授与基準について、いわゆる 3 つのポリシーや適正な入学試験方法との関わりも視野に入れつつ、FDカリキュラム委員会および法学研究科教授会にて議論を進める。	
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年 4 回以上開催し、課題を検討し、それを元に法学研究科教授会で審議する。	
	年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
		自己評価	A
		理由	FDカリキュラム委員会および研究科教授会において、外国人留学生および社会人大学院生の学位授与基準や論文指導方法について、比較法の位置づけやいわゆる 3 つのポリシーや入学試験方法との関わりも視野に入れつつ、検討した。
		改善策	引き続き、外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラム導入後の教育成果を測定するための具体的な方法等について、学位授与基準も含め検討する。
質保証委員会による点検・評価			
所見	FDカリキュラム委員会および研究科教授会において、外国人留学生や社会人大学院生の学位授与基準や論文指導方法について、比較法の位置づけ等も視野に入れて具体的な検討がなされた点は、大いに評価できる。		
改善のための提言	引き続き、FDカリキュラム委員会や研究科教授会において、外国人留学生および社会人大学院生に対応した学位授与基準やカリキュラム導入後の教育成果を測定するための具体的な方法等について、検討することが望まれる。		
No	評価基準	学生の受け入れ	
6	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、現行入試制度の見直しを進める。	
	年度目標	社会人大学院生向けの入試制度のあり方について、現行入試制度の問題点を抽出し、他大学の入試制度とも比較しつつ、検討する。	
	達成指標	FDカリキュラム委員会を年 4 回以上開催し、一定の方向性を打ち出し、それを元に法学研究科教授会で審議する。	
	年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
		自己評価	A
		理由	FDカリキュラム委員会および研究科教授会において、社会人大学院生向けの入試制度のあり方について、他大学の入試制度とも比較しつつ、検討した。
		改善策	引き続き、FDカリキュラム委員会において、社会人大学院生に対応した現行入試制度のあり方について検討する。
質保証委員会による点検・評価			
所見	FDカリキュラム委員会および研究科教授会において、社会人大学院生向けの入試制度のあり方について、他大学の入試制度と比較しながら検討したことは、大いに評価できる。		
改善のための提言	引き続き、FDカリキュラム委員会や研究科教授会において、社会人大学院生向けの入試制度のあり方について、現行入試制度の問題点（例えば、外国語試験の要否等）を抽出しつつ、検討することが望まれる。		
No	評価基準	教員・教員組織	
7	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、それに必要な教員側の体制について検討する。	
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムを実施するうえで必要な教員像について議論し、そのために望ましい教員側の体制のあり方について、「求める教員像および教員組織の編制方針」との関わりも視野に入れつつ具体的な方策を検討する。	

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注 2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注 3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた、B：改善することができなかった。」を意味する。

	達成指標	F Dカリキュラム委員会を年4回以上開催して、一定の方向性を打ち出し、それをもとに研究科教授会において審議・確定する。
年度末報告	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	A
	理由	研究科教授会で、「リーガル・リサーチ」科目の評価や、外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムを実施するうえで必要な教員像について「求める教員像および教員組織の編制方針」との関わりも視野に入れつつ議論した。
	改善策	引き続き、外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムを実施するうえで必要な教員側の体制のあり方について検討する。
	質保証委員会による点検・評価	
	所見	研究科教授会で、「リーガル・リサーチ」科目の評価や、外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムを実施するうえで必要な教員像といった、具体的な議論がなされたことは、大いに評価できる。
	改善のための提言	引き続き、外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムを実施するうえで必要な教員側の体制のあり方について検討することが望まれる。
No	評価基準	学生支援
8	中期目標	大学院生の生活支援のあり方について検討する。
	年度目標	法学研究科の大学院生の代表である法律専攻委員長と会談を行って、オンライン学習環境も含めた大学院生の生活支援へのニーズを把握し、それに応えるための具体的な方策を検討する。
	達成指標	法律学専攻委員長との面談の結果をとりまとめ、それを法学研究科教授会内で共有する。
	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	S
	理由	大学院生の代表から研究科長が聞き取りを行い、予算削減のために、資料コピー代や雑誌刊行費用に事欠いている現状を研究科教授会で共有し、大学院生が自主的に発行してきた雑誌（『法政法学』）刊行の実現のための策を探った。
	改善策	—
	質保証委員会による点検・評価	
	所見	研究科長が大学院生の代表から聞き取りを行い、大学院生が置かれている具体的な現状を研究科教授会で共有したことや、大学院生が自主的に発行してきた雑誌刊行の実現のための策を具体的に探ったことは、大いに評価できる。
	改善のための提言	来年度も、今年度と同様に、法律学専攻委員長と会談を行って、大学院生の生活支援や、研究環境について改善が必要な点が生じた場合には具体的な方策を検討することが期待される。
No	評価基準	社会連携・社会貢献
9	中期目標	法学研究科としてのあり得べき社会貢献の方策を検討する。
	年度目標	社会貢献に関する他大学・他研究科の実践例を調査し、法学研究科がとるべき具体的な方策を検討する。
	達成指標	研究科長が他大学・他研究科の実践例を調査し、これを法学研究科教授会で共有した上で、具体的な方策を検討する。
	教授会執行部による点検・評価	
	自己評価	A
	理由	研究科長が他大学・他研究科の取組みと実践例を調査し、具体的な方策について研究科教授会において共有することを目指してきた。
	改善策	引き続き、社会貢献に関する他大学・他研究科の取組みと実践例を調査したうえで、具体的な方策を検討していく。
質保証委員会による点検・評価		

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた。B：改善することができなかった。」を意味する。

	所見	研究科長が他大学・他研究科の取組みと実践例を調査し、具体的な方策について研究科教授会で共有することを目指してきたことは、大いに評価できる。
	改善のための提言	引き続き、社会貢献に関する他大学・他研究科の取組みと実践例を調査したうえで、具体的な方策を検討することが望まれる。
<p><b>【重点目標】</b> 外国人留学生と学び直しを目的とした社会人大学院生の実態やニーズに対応したカリキュラム構築および入試制度改革を最も重視する。</p> <p><b>【目標を達成するための施策等】</b> 研究科長とFDカリキュラム委員長が連携し、FDカリキュラム委員会を年4回以上開催して活発な議論を行い、そこで得られた一定の方向性を法学研究科教授会で審議する。</p> <p><b>【年度目標達成状況総括】</b> FDカリキュラム委員会を年7回開催し、同委員会および法学研究科教授会で、外国人留学生や社会人大学院生も含めたさまざまなバックグラウンドをもつ大学院生のニーズに応える指導体制につき議論し、指導教員に加えてアドバイザーを設け、それらの教員が年に1~2度、論文進捗状況の報告を受けることや日本学術支援機構特別研究員(DC1, DC2)の申請書類へのアドバイスをすることが決定された。さらに、研究科内に研究や大学院生活についての相談を受ける相談員制度を設けた。大学院生の研究上のニーズについては、研究科長が聞き取りを行い、大学院生が自主的に発行してきた雑誌(『法政法学』)刊行の実現のための策を探った。また、他大学の実践例も参照し、修士論文やリサーチペーパーや博士論文の指導方法について、比較法の位置づけやいわゆる3つのポリシーや入学試験方法との関わりも視野に入れつつ、検討した。</p>		

**【2021年度目標の達成状況に関する大学評価】**

<p>法学研究科における年度目標の達成状況については、ほぼ適切である。しかし、重点目標として掲げた外国人留学生や学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築について、具体的な検討を進めるとしながらも、活発な議論で得られたとされる一定の方向性に関する点が具体性に欠けるため、引き続き検討が望まれる。</p>
--

**IV 2022年度中期目標・年度目標**

No	評価基準	理念・目的
1	中期目標	現在設定されている理念・目的に問題はないと考えるが、引き続きその妥当性等を検討する。
	年度目標	FDカリキュラム委員会において、外国人留学生や社会人大学院生のリカレント教育に対応したカリキュラム構築に関する議論を進める中で、理念・目的の妥当性について引き続き検討する。
	達成指標	FDカリキュラム委員会において外国人留学生と社会人大学院生に対応したカリキュラム構築および入試制度改革に関する議論の中で、少なくとも1回以上理念・目的との整合性について、いわゆる3つのポリシーとの関係も意識しながら検討する。他大学の状況と比較しつつ検討を続ける。
No	評価基準	内部質保証
2	中期目標	質保証委員会(2017年度より研究科教授会から独立)を、より実効的に機能させるために必要な課題を検討する。
	年度目標	質保証委員会からの課題提起と、法学研究科教授会・FDカリキュラム委員会による具体的対応というサイクルの維持・定着を図るために、具体的な改善策を探る。
	達成指標	法学研究科長が質保証委員会から課題に具体的にどのように取り組んでいるかについてヒアリングを実施し、意見交換の機会を増やせるかを検討する。
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育課程・教育内容に関すること】
3	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築を目指す。大学院教育における比較法の位置づけを検討する。
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラム、学位論文執筆のあり方につき、全体的なカリキュラムとの整合性を考慮しつつ、具体的な検討を進める。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S:さらに改善することができた、A:従来通り効果的に取り組むことができた、B:改善することができなかった。」を意味する。

	達成指標	F Dカリキュラム委員会を年4回以上開催して、比較法研究を多様な大学院生に対し、どこまで要求するかについての検討を行う。
No	評価基準	教育課程・学習成果【教育方法に関すること】
4	中期目標	外国人留学生（修士課程・研修生）向けに特化した教育方法の構築を検討する。
	年度目標	外国人留学生（修士課程・研修生）の特性に合致した教育方法を構築するためにアドバイザー制度や相談員制度をどのように生かせるかを検討する。
	達成指標	F Dカリキュラム委員会および教授会で、アドバイザー制度や相談員制度を外国人留学生の教育に生かすための方向性を検討する。
No	評価基準	教育課程・学習成果【学習成果に関すること】
5	中期目標	大学院生の学習・研究成果の可視化を図り、教育成果の測定方法及び学位授与の基準について検討を進める。
	年度目標	アドバイザー制度導入による複数指導体制を通じた学習成果の客観化の可能性を検討する。
	達成指標	アドバイザー制度の下で修士論文報告会を開き、その成果と問題点をF Dカリキュラム委員会および教授会で共有する。
No	評価基準	学生の受け入れ
6	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、現行入試制度の見直しを進める。
	年度目標	社会人大学院生向けの入試制度のあり方について、他大学の入試制度との比較等により、これまでに明らかになった課題を踏まえて、今後の方向性を明確にする。
	達成指標	F Dカリキュラム委員会を年4回以上開催して、社会人向け入試制度についての具体的な案をまとめる。
No	評価基準	教員・教員組織
7	中期目標	外国人留学生および学び直しを目的とした社会人大学院生に対応したカリキュラム構築に関する議論と並行して、多様性に対応できる教員側の体制について検討する。
	年度目標	外国人留学生および社会人大学院生に対応したカリキュラムを実施する前提として、かれらが大学院教育に具体的に何を求めているかを把握する。
	達成指標	大学院生との話し合いの機会をもち、外国人留学生、社会人大学院生を含めた多様な学生たちが大学院での研究目的・大学院教育に求める具体的なニーズを調査する。
No	評価基準	学生支援
8	中期目標	COVID-19 への対応経験を踏まえ、ポスト・コロナ時代の大学院生の研究支援・生活支援のあり方について検討する。
	年度目標	法学研究科の大学院生の代表である法律専攻委員長等との話し合いの機会を持ち、オンライン学習環境も含めた多様な大学院生の生活支援へのニーズを把握し、それに応えるための具体的な方策を検討する。
	達成指標	法律学専攻委員長等との面談の結果をとりまとめ、それを法学研究科教授会内で共有する。2022年度に導入する相談員制度を充実させ、成果を検証する。
No	評価基準	社会連携・社会貢献
9	中期目標	法学研究科としてのあり得べき社会貢献および社会連携の方策を引き続き、検討する。
	年度目標	社会貢献・社会連携に関する他大学・他研究科の実践例を調査し、法学研究科がとるべき具体的な方策を検討する。
	達成指標	他大学・他研究科の実践例を調査・共有し、個別の教員レベルでの社会貢献・社会連携の状況を調査する。
<p>【重点目標】</p> <p>外国人留学生（修士課程・研修生）向けに特化した教育方法の構築を検討する。</p> <p>【目標を達成するための施策等】</p> <p>外国人留学生（修士課程・研修生）の特性に合致した教育方法を構築するために2022年度に導入するアドバイザー制度や相談員制度をどのように生かせるかを検討する。</p>		

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた、B：改善することができなかった。」を意味する。

【2022 年度中期目標・年度目標に関する大学評価】

法学研究科は中期目標・年度目標ともに現状分析をもとに適切に設定されている。アドバイザー制度と相談員制度を新設することによって、院生の授業や論文作成のような研究指導の側面だけでなく、院生生活のさまざまな困難に対応する制度設計がされており、高く評価される。

V 2019 年度認証評価指摘事項に対する改善計画報告

No.	種 別	内 容
1	基準	基準 5 学生の受け入れ
	指摘区分	改善課題
	提言（全文）	<b>収容定員に対する在籍学生数比率について、法学研究科修士課程で 0.30、政治学研究科修士課程で 0.40 と低く、人文科学研究科博士後期課程では 2.23 と高いため、大学院の定員管理を徹底するよう改善が求められる。</b>
	大学評価時の状況	2019 年度は収容定員 40 名に対し、在籍者学生数が 17 名で、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.43 であることから、若干の改善は実現したものの、改善は未完了である。
	大学評価後の改善状況・改善計画	<p>すでに、2018 年度から新入試制度が導入されており、修士課程（一般）の入試科目を専門科目 2 科目から 1 科目への変更、修士課程（外国人）の修士単願の入試科目を専門科目 1 科目に変更かつ日本語試験の廃止（日本語の能力については専門科目の試験内容に基づいて審査すること）、修士課程（外国人）の研究生との併願を秋入試にも拡大といった方策がとられた結果、法学研究科の修士課程入試の志願者は 2020 年度に 67 人と大幅に増加した。2021 年度は 57 名と前年比では減少したものの、2019 年度の 48 名との比較では、依然増加傾向を保っているといえる。また、修士課程入学者は、2020 年度が 5 名だったのに対して 2021 年度は 6 名であった。加えて、本学研修生の本学修士課程への進学動機付けのあり方についても研究科教授会で検討を続けている。このことから今後は入学者数の一層の増加が見込まれる。</p> <p>また、博士課程入試については、2020 年度より、博士後期課程入学試験科目（外国語 2 科目）につき、日本国内の修士課程で「日本語で修士論文を執筆し、修士号を取得した」外国人受験者については、「日本語で執筆された修士論文の提出」によって「日本語」試験受験に代えることができるといった変更が加えられた。2021 年度博士後期課程の志願者数は 7 名（内外国人は 1 名だったがその志願者がこの新しい試験制度を利用した）であった。おそらくコロナ禍の影響もあり、上記の制度変更による成果がすぐには大きく現れなかったものの、今後、志願者数の増加、定員充足率の向上も期待できる。なお、2021 年度博士課程の入学者は 5 名であり、定員を 100% 充足した。5 名はいずれも本研究科修士課程の修了者であり、この結果は、2017 年に導入されたコースワーク・リサーチワーク制の教育成果といえよう。また 5 名の入学者の内、社会人大学院生が 3 名であり、社会人大学院生のための教育のあり方につき、議論・検討を重ねてきた成果といえよう。今後も、外国人留学生と社会人大学院に対応したカリキュラム構築および入試制度改革を検討する。また、修士課程および博士後期課程への外国人志願者数と入学者数にも注視し、改善策を探る。</p>
「大学評価後の改善状況・改善計画」の根拠資料	「大学院修士課程入試要項」 「研究科教授会議事録」	

【認証評価結果における指摘事項への対応状況に関する評価】

法学研究科は 2019 年度認証評価において、修士課程について 2018 年度の「収容定員に対する在籍学生比率について 0.30 と低く、大学院の定員管理を徹底するよう改善が求められる」と指摘されているが、2018 年度から導入された新しい入試制度の成果として、2019 年度は 0.43、2020 年度は 0.45 と順調に伸びてきている。志願者についても 2020 年度 67 人、2021 年度 57 人、2022 年度 59 人とコロナ禍の影響を考慮しても、受験生を増加させている点は改善の成果として評価

※注 1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。  
 ※注 2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ  
 ※注 3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた。B：改善することができなかった。」を意味する。

できる。また在籍学生比率についても2021年度では0.38と多少の減少を見たものの、コロナ禍の影響も加味すれば一定の改善の努力を認めることができる。ただ入学者数が未だ一桁代を推移しており、来年7月には大学基準協会より改善報告書の提出が求められていることから、在籍学生率の改善に向けた入試制度の見直しや課題の改善が引き続き求められる。博士課程についてはコースワーク・リサーチワーク制の教育成果が見られ、これからの学内進学者の志願者増も期待できることから、改善の努力が期待できる。その一方で、志願者の増加に比して入学者が一桁代にとどまり、在籍学生比率が0.5を満たさない点について、外国人留学生や社会人院生に対するカリキュラム構築や入試制度のさらなる改善が期待される。

### 【大学評価総評】

法学研究科は、自己点検・評価は適正に実施されている。また研究科の課題への対応も、一定程度進んでいると評価できる。特に2022年度から導入されたアドバイザー制度と相談員制度は、コースワーク・リサーチワーク制のもとでの科目配置と指導体制に対して、他の研究科にも参考になる試みとして高く評価できる。2018年度から取り組んできた入試制度改革も、コロナ禍の影響も加味しても着実に進んでおり、受験生数の顕著な増加が見られる点で一つの成果として認められる。ただ入学者数が未だ一桁代を推移しており、引き続き定員充足への改善が望まれる。また、質保証委員会を教授会から独立させ、研究科としての質保証態勢を強化させた点は評価できる。ただ年度一回の委員会の開催については今後の検討を期待したい。2021年度の重点目標の外国人留学生・社会人院生の実態やニーズに対応したカリキュラム構築および入試制度改革は、2022年度の受験生の増加として結実しており、改善が見られることは評価できる。

※注1 回答欄「はい・いいえ」は基盤的・条件整備的・法令順守的な点検項目に適用し、回答欄「S・A・B」はより踏み込んだ内容の点検項目に適用。

※注2 「はい・いいえ」は該当の回答を選ぶ

※注3 「S・A・B」は該当の回答を選ぶ ※注 「S・A・B」は前年度から「S：さらに改善することができた、A：従来通り効果的に取り組むことができた。B：改善することができなかった。」を意味する。